石川県情報公開審査会の答申概要(答申第147号)

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書(諮問案件第204号)

「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」(以下「本件報告書」という。)では、L3地すべりブロックのうち、L3-1ブロックが先に地すべりし、L3-2ブロックの地すべり時に移動しなかったとされているので、両ブロックの間に陥没地形や滑落崖が形成されたはずであるが、現地にはそのような傷痕は全く見られず、また、本件報告書の9-5ページの土塊区分断面図においても、陥没地を埋設しているはずの崩積土砂が存在せず、すべり面を挟んだ地質が連続していると記載されていることに関して、このような地すべり解析を行った理由を記載した文書

- 2 本件公開請求に対する処分の内容
- (1) 決定内容 不存在決定
- (2) 決定理由 地形改変の実施時期、実施者を記載した公文書は存在しないため。
- 3 担当課(所) 土木部河川課
- 4 異議申立て等の経緯

(1) H22.11.22 公開請求

(4) H24. 5. 1 諮問

(2) H22.12.6 公開決定

(5) H26. 6.24 答申

- (3) H23. 1.28 異議申立て
- 5 諮問に係る審査会の判断結果

本件公開請求に係る公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条	実施機関は、本件報告書における地すべり解析について、航空写真判読、地表踏査及びボ
第2項	ーリング結果を基に総合的に判断したもので、L3-2ブロックに滑落崖等が認められない
(不存在)	ことの個別の理由を記載した公文書は存在しないとしており、他に本件公開請求に対応する
	公文書の存在をうかがわせる事情も認められないので、実施機関において、本件公開請求の
	対象として特定すべき公文書を保有していないと判断せざるを得ない。

6 審議経緯 審査回数 3回

答申第147号

答 申 書

平成26年6月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年11月22日に、次の公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

なお、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」(以下「本件報告書」という。)におけるL3地すべりブロック(以下「L3ブロック」という。)は、L3-1及びL3-2の2ブロックに分割して解析されているところ、異議申立人は、山側をL3-2ブロック、川側をL3-1ブロックと記しているが、実施機関が保管している本件報告書では、山側をL3-1ブロック、川側をL3-2ブロックと記載されているので、以下この表記にしたがって記述する。

(公開請求に係る公文書の内容)

本件報告書では、L3-1ブロックが先に地すべりし、L3-2ブロックの地すべり時に移動しなかったとされているので、両ブロックの間に陥没地形や滑落崖が形成されたはずであるが、現地にはそのような傷痕は全く見られず、また、本件報告書の9-5ページの土塊区分断面図においても、陥没地を埋設しているはずの崩積土砂が存在せず、すべり面を挟んだ地質が連続していると記載されていることに関して、このような地すべり解析を行った理由を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成22年12月6日に不存在決定(以下「本件処分」という。) を行って、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

(保有していない理由)

総合的に判断したものであり、個別理由を記載した公文書は存在しないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年5月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書のL3ブロックに係る地すべり解析の結果では、L3-1ブロックが先に滑動し、L3-2ブロックの地すべり時に移動しなかったとされているが、L3-1ブロックの頭部には滑落崖や陥没地形が比較的明瞭に残っているにもかかわらず、L3-2ブロックにはそのような地形がまったくみられず、また、土塊区分断面図を見ても陥没地を埋設しているはずの崩積土砂が存在していない。

このことから、地形変状がより新しいと思われるL3-1ブロックが後で滑動したと判断するのが地すべり学の常識である。この解析結果は、工学的にも地質学的にもデタラメなもので、それが正しいと主張するなら、その理由、根拠が示されなければならない。

実施機関の本件公開請求に係る決定通知書では、総合的に判断したとされているが、その判断の根拠があるはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書における地すべり解析は、航空写真判読、地表踏査及びボーリング結果を基に、総合的に判断したものであり、個別の理由を記載した公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

L3-2ブロックとL3-1ブロックの間に滑落崖や陥没地形が見られず、また、土塊区分断面図においては陥没地を埋設しているはずの崩積土砂が存在していないにもかかわらず、L3-1ブロックが先に地すべりしたとする解析を行った理由に関する文書

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

実施機関は、本件報告書における地すべり解析について、航空写真判読、地表踏査及びボーリング結果を 基に総合的に判断したもので、L3-2ブロックに滑落崖等が認められないことの個別の理由を記載した公 文書は存在しないとしており、他に本件公開請求に対応する公文書の存在をうかがわせる事情も認められな いので、実施機関において、本件公開請求の対象として特定すべき公文書を保有していないと判断せざるを 得ない。なお、異議申立人は、本件報告書の地すべり解析が誤っていると述べているが、当審査会はその当 否を審議する立場になく、本件処分の対する判断を左右するものではない。

4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年3か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいい難く、実施機関にあっては、今後、適切な対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年5月1日	○諮問を受けた。(諮問案件第204号)
平成24年8月27日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成24年11月8日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 25 年 11 月 21 日 (第 245 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 5 月 1 日 (第 250 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 5 月 30 日 (第 251 回審査会)	○事案の審議を行った。